

社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 視察研修等受入れに関する要項

1 目的

本会の各種事業や取り組みに関して、視察研修等の申し出がある場合の手続きや取り扱い等を明確にするため本要項を定める。

2 視察対象

- ① 総務課、地域福祉課、在宅支援課、地域包括支援課の事業等について。
- ② 研修会場は、原則本会の本所内（阿蘇市内牧 976 番地 2）とする。

3 視察経費

- ① 研修に係る諸経費として、以下のとおり基準を定める。

人 数	料 金（税込）
5 人まで	5,500 円
6～10 人	11,000 円
11～20 人	22,000 円
21 人～	22,000 円を含め、1 人につき 1,100 円を加算

- ② 支払いは視察当日、現金のみの取り扱い。
- ③ 阿蘇市内及び阿蘇ブロック社協管内からの申込者は対象外とする。

4 申込手続き

- ① 視察研修を希望する機関又は団体等の申込者は、電話による事前問い合わせを総務課又は担当課に行う。
- ② 事前問い合わせ後、本会所定の「※視察研修申込書」に必要項目を記入し、FAX または電子メール等で申し込みを行う。※HP 添付
- ③ 本会は「視察研修申込書」を受付後、内容の確認・料金及び日程等調整の為、申し込みを行った機関又は団体へ担当職員から連絡を行う。

5 留意事項

- ① 研修日は平日 9 時から 16 時まで、所要時間は原則 2 時間以内とする。
- ② 研修資料のみの請求、WEB での研修は受け付けない。
- ③ 受入れの日時については、受入れ承認後であっても、再度申込者と変更調整を相談する場合がある。
- ④ 大型バス又はマイクロバスで来所する場合、会場駐車場の制限によっては、指定する駐車場所に移動をお願いする。
- ⑤ 直近の自然災害や荒天時、感染症の蔓延等により実施困難な場合は、申込者と相談により中止又は延期する場合がある。

6 附 則

この要項は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。